

実施方針等に関する質問書（回答）  
 〈実施方針〉

平成26年6月20日（金） 愛知県企業庁

質問No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所						質問	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	㉞) ㉟) 等	i) ii) 等		
27	実施方針		5	1	1.1	1.1.1 1.1.2	3)	㉞)	iv)	見学者対応となる対象施設を教えてください。対象施設の規模は事業者の提案によるものと理解して宜しいでしょうか。	(前回(H26.2.14)回答) 犬山浄水場のPFI事業の施設が対象です。太陽光発電設備、常用発電設備及び排水処理施設の見学者用順路、機材及び空間(スペース)を想定していますが、内容は事業者提案によります。規模は、要求水準書(案)3.5のとおりです。  (今回(H26.6.20)回答) 要求水準書(案)を要求水準書として改定しました。要求水準書においては「大人20名程度(小学校1学級程度)」を「40名程度」と改めました。
205	実施方針	排水処理施設及び発電施設等の運営・維持管理業務	40	資料5	5-3	5-3-1				「また、非常時における発電については、発電に要した費用を県企業庁が支払うことから、事業者は発電に要した費用を証明することとします」とありますが、具体的な証明方法をご教示願います。	(前回(H26.2.14)回答) 詳細については、追ってご提示します。  (今回(H26.6.20)回答) LNG燃料(発電機に起動用装置を付帯する提案をした場合はその駆動用動力源に係るエネルギーを含む)は県企業庁が供給するため、非常時において事業者が発電に要する費用は主に人件費(時間外勤務手当)等と想定していますが、この費用の構成は事業提案により異なるものと思います。従って、非常時における費用の具体的な証明方法については、事業契約締結後において、事業提案の内容を踏まえ、事業者と協議する考えです。
206	実施方針	排水処理施設及び発電施設等の運営・維持管理業務	40	資料5	5-3	5-3-1				太陽光発電設備の運営・維持管理に係る対価について、FITに基づく余剰売りの量により変わるものと考えます。事業性を評価するためには、対価は重要な数値となりますので、太陽光発電設備の発電量及びFITに基づく余剰売りの電力量をどのくらいとお考えかご教示ください。	詳細については、追ってご提示します。
231	実施方針	工事施工に関するモニタリング	49	資料7	7-1	7-1-4-2				「事業者は、建設業法に規定される工事監理者を設置し」とありますが、建築士法第2条第7項に規定されている工事監理のことではないでしょうか。建設業法に規定されているのは、監理技術者の配置かと思います。P18の2)工事施工に関するモニタリングに記載の「工事監理者を設置して工事監理を行い」とも関連しますのでご確認をお願いいたします。	ご理解の通りです。訂正します。

実施方針等に関する質問書（回答）  
 〈実施方針〉

平成26年6月20日（金） 愛知県企業庁

質問No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所							質問	回答	
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等				
234	実施方針	減額等の対象除外	52	資料7	7-2	7-2-1	7-2-1-3					太陽光設備において、1ヶ月のうち何日雨が雨天又は曇りの場合、不可抗力となるのでしょうか。	(前回(H26.2.14)回答) 入札説明書等においてご提示します。  (今回(H26.6.20)回答) 太陽光発電設備については「最大出力2.5MW以上」を要求水準としています。従いまして、最大出力2.5MW以上の太陽光発電設備を「設計・建設」し、事業期間中、その出力を「維持」し、「運営」することが契約条件となります。 発電量に関する要求水準はありません（ただし、発電実績に応じてサービス対価が増減することは契約書(案)で示しました。）ので、ご質問の様に、天候により発電実績量が要求水準未達となるリスクはありません。 実施方針中「不可抗力によるもの（天候によるものを含む）」は、例えば、ひょう・あられ及び落雷により発電施設が損傷し、要求水準を満たさない場合等を考慮したものです。
239	実施方針	資料7 減額等の対象となる確認項目	56	資料7	7-2	7-2-2	7-2-2-3	7-2-2-3-1				「3-1-3-2 周辺環境調査等」は「3-1-4-2 周辺環境調査等」でしょうか。また、「3-2-2 設計諸元」は、「3-2-1 設計諸元」でしょうか、ご確認をお願いいたします。	ご指摘の通りです。訂正します。
242	実施方針	太陽光発電の減額	58	資料7	7-2	7-2-2	7-2-2-6	7-2-2-6-1				太陽光発電設備に関しては、日照時間、日射量が発電量に大きく影響を及ぼします。要求水準の根拠をお示ください。また、要求水準の根拠(設計条件)に満たない日照時間、日射量の場合にも、要求水準を満足しない場合に、改善もしくは減額の対象となることは不合理であり、その際の改善・減額に対する考え方を教えてください。 設計条件を時に、要求水準以上の発電量を達成した場合、さらに設計条件以上の条件時に増量発電した発電量に対する支払額の増額に関する考え方を、お示ください。	(前回(H26.2.14)回答) 入札説明書等の公表までにご提示する予定です。  (今回(H26.6.20)回答) No.234の通りです。
243	実施方針	太陽光発電設備の能力に係る要求水準未達成	58	資料7	7-2	7-2-2	7-2-2-6	7-2-2-6-1				太陽光発電設備の能力に係る減額等の対象となる確認項目について、運営・維持管理業務における「太陽光発電設備の発電能力が、要求水準を満たさない場合」とはどのような場合でしょうか？（太陽光発電設備の発電能力は天候等に左右されます）	(前回(H26.2.14)回答) No.242の通りです。  (今回(H26.6.20)回答) No.234の通りです。
244	実施方針	減額措置	58	資料7	7-2	7-2-2	7-2-2-6	7-2-2-6-2				太陽光設備については、月々の定期モニタリングで要求水準を満たさない場合があっても、年実績で2,500kw以上を発電すれば減額対象ではないと理解でよろしいでしょうか。	(前回(H26.2.14)回答) No.242の通りです。  (今回(H26.6.20)回答) No.234の通りです。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年6月20日（金） 愛知県企業庁

〈要求水準書(案)〉

質問No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所							質問	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等			
32	要求水準書(案)	土壌汚染対策法	9	3	3.1	3.1.4	3.1.4. 3	(3)		履歴報告書は閲覧可能なのでしょうか。閲覧可能とした場合、何時頃閲覧が行えるのでしょうか。	(前回(H26.2.14)回答) 別途対応します。  (今回(H26.6.20)回答) 履歴報告書については、当庁Webサイトにおいて平成26年3月5日付け「実施方針等に関する質問への回答(その2)」によりその内容を示しましたので、事業提案書の提出にあたっての閲覧は不要と考えます。	
33	要求水準書(案)	土壌汚染対策法	9	3	3.1	3.1.4	3.1.4. 3	(3)		提出済の履歴報告書について、資料をご提示願います。	(前回(H26.2.14)回答) 別途対応します。  (今回(H26.6.20)回答) No.32の通りです。	
34	要求水準書(案)	土壌汚染対策法	9	3	3.1	3.1.4	3.1.4. 3	(3)		犬山浄水場では以前にどのような土壌汚染対策を実施していますか。履歴報告書のご開示は可能でしょうか。	(前回(H26.2.14)回答) 別途対応します。  (今回(H26.6.20)回答) No.32の通りです。	
107	要求水準書(案)	常用発電施設	14	3	3.3					平成24年度に実施した「常用発電等導入基本調査業務委託」の報告書を借用させて頂けないでしょうか。	(前回(H26.2.14)回答) 検討します。  (今回(H26.6.20)回答) 報告書のエッセンスについては、資料閲覧に供しましたので、報告書本体の貸し出しは不要と考えます。	
121	要求水準書(案)	非常時の運転条件	15	3	3	3.3.6	(2)			各導水ポンプの起動、停止時間をご教示願います。停電時から2台ポンプ起動までの時間を120分とした根拠を教示願います。	(前回(H26.2.14)回答) 前段については、導水ポンプの起動・停止時間は、閲覧資料別紙9.2導水ポンプ起動電流測定を参照願います。後段については、浄水場の運営ノウハウから定めています。  (今回(H26.6.20)回答) 前段については、導水ポンプの起動・停止時間は、閲覧資料別紙9.2導水ポンプ起動電流測定を参照願います。後段については、浄水場の運営ノウハウから定めています。大規模災害時に受電が2回線とも停電した場合のことであり、確定したものではありません。	

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年6月20日（金） 愛知県企業庁

〈要求水準書(案)〉

質問No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	質問項目 （タイトル）	対応 頁	対応箇所						質問	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
179	要求水準書(案)	業務引き継ぎ	19	5	5.1	5.1.2				要求水準書(案)P.21 運転支援業務の引き継ぎについて、引継時期・期間はどの様にご予定されておりますでしょうか。ご教示願います。	(前回(H26.2.14)回答) 現在実施している朝の引き継ぎを想定しています。  (今回(H26.6.20)回答) 実施方針No.24の通りです。
205	要求水準書(案)	発電施設の運転管理	21	5	5.3	5.3.2				ピークカット運転については、事前に事業者へ伝達して頂けますでしょうか。	(前回(H26.2.14)回答) 運転管理業務の請負者から最低30分前には連絡していただくことを考えております。  (今回(H26.6.20)回答) 運転管理業務の請負者から事前に連絡していただくことを考えております。
281	要求水準書(案) 添付資料	設置位置	23	別紙 9						事業者範囲には場内道路のスペースは含まれていないと解釈してよろしいでしょうか。	(前回(H26.2.14)回答) 詳細データは別途お示しいたします。  (今回(H26.6.20)回答) 要求水準書(案)を改定し、要求水準書としました。ご質問は「太陽光アレイ設置スペース(C)」中央に伸びる破線の構内道路と思われますが、事業範囲内ですから同構内道路を廃止して、太陽光アレイを設置しても差し支えありません。
290	要求水準書(案) 添付資料	PFI事業者管理対象範囲	24	別紙 9						雨水排水計画の立案の為、既存の雨水排水経路が分かる資料のご提示をお願い致します。	(前回(H26.2.14)回答) 別途提示致します。  (今回(H26.6.20)回答) 雨水排水については、当庁Webサイトにおいて平成26年3月5日付け「実施方針等に関する質問への回答(その2)」によりその内容を示しました。より詳細な内容については、平成26年2月14日付け「実施方針等に関する質問への回答」について、1 既存資料の閲覧について.pdfに従いお問い合わせください。

実施方針等に関する質問書（回答）

平成26年6月20日（金） 愛知県企業庁

〈要求水準書(案)〉

質問No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	質問項目 （タイトル）	対応 頁	対応箇所						質問	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
295	要求水準書(案)添付資料	設備設置スペースの既存構造物及び植栽の扱い	26及び32	別紙 10、 15						現地見学会にて、設備設置場所に既存構造物及び植栽がありますが、建設開始時の引き渡し状況、またその内容により、解体及び伐採の可否、復旧移植等に有無、処分の区分を提示頂けますか？	(前回(H26.2.14)回答) 別途提示致します。  (今回(H26.6.20)回答) ご質問の構造物は、太陽光アレイ設置スペース(B)内のベントハウスと思われますが、浄水池構造物であり、撤去不可です。太陽光アレイ等の設置にあたっては、浄水場職員の導線を確保する必要もあります。 植栽については、剪定・除草等の手入れを進めているところですが、予算の制約もあり、建設着手時における現状渡しとなります。事業範囲内の植栽が事業の支障となる場合、伐採は可能であり復旧移植は不要です。なお、事業提案により事業範囲内に新たに植栽を施す場合は在来種を選定してください。
297	要求水準書(案)添付資料	設備設置スペース(法面を含む)の埋設既存構造物の確認	32	別紙 15						現地見学会にて、埋設構造物なしとの説明がありました、法面についても同様と考えてよろしいでしょうか？	(前回(H26.2.14)回答) (犬山)浄水池北側斜面の給水配管、電線路の図面を添付します(別添297-A)。  (今回(H26.6.20)回答) (犬山)浄水池北側斜面の給水配管、電線路の図面を添付します(別添297-A)。また、特高受変電設備の南側法面の図面については、実施方針等に関する質問への回答「1 既存資料の閲覧について.pdf」(県企業庁Webサイト)に従い、犬山浄水場へお問い合わせください。
300	要求水準書(案)添付資料	日影図	33	別紙 16						日影図が7月16日のものでありますが、冬至の日影図のご提示を頂くことは可能ですか？	(前回(H26.2.14)回答) 別途、検討します。  (今回(H26.6.20)回答) 実施方針資料2「添付1 犬山浄水場TS測量CADデータ」には、既存建物高さも入力してあるので、事業者において検討してください。
307	その他	電気主任技術者								現在、犬山浄水場には「事業用電気工作物の設置者」の立場として電気主任技術者がいらっしゃるかと思います。本PFIにおいて、常用発電設備、太陽光発電設備は建設後は県企業庁様が設備を引き取られ設置者となるスキームとなっております。事業者は設備の運用管理を行う立場と考えられますが、この場合において事業者が電気主任技術者を配置する必要はありますでしょうか。	(前回(H26.2.14)回答) 別途、回答します。  (今回(H26.6.20)回答) 要求水準書(案)を改定し、要求水準書としました。要求水準書に「2.4電気設備の保安体制」を追加しました。

実施方針等に関する意見・提案書（回答）

平成26年6月20日（金） 愛知県企業庁

〈意見・提案書〉

質問No	資料名 ・実施方針 ・要求水準書（案） ・添付資料	意見・提案事項 （タイトル）	対応員	対応箇所							意見・提案	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等			
3	実施方針	選定の手順及びスケジュール	8	2	2.2						選定手順及びスケジュールについて、入札説明書等に関する質問については、複数回実施して欲しい。（事業提案書作成時やその他の場合に、質問事項が出てくる場合があると考えられるので。）	入札説明書等に関する質問回答を参照してください。
4	実施方針	入札説明書に関する意見・提案	8	2	2.2						入札説明書等に関する質問の受付及び回答が1回となっておりますが、回答に対して新たに質問が生じる場合が考えられます。従いまして、入札説明書等に関する質問の受付及び回答の2回目を設けていただきたくお願いいたします。	No.3のとおりです。